

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

経緯

昨日（7 月 16 日（火曜日））深夜、台湾行政院農業委員会は、野生のイタチアナグマに由来する検体（脳組織）を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨を公表しました。

対応

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

（参考）動物検疫所ホームページ 非清浄地域（指定地域以外）からの輸入条件

- ・ 犬、猫の日本への輸入（指定地域以外）

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

- ・ きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>

過去 6 ヶ月以内に台湾から輸入された犬等を飼養されている方は、念のため、入国時から半年間は毎日の健康観察を行うよう御留意願います。

（参考）厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>（外部リンク）

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：珠玖（しく）、眞子（まご）

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>